

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	<b>発行</b> 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	<b>発行日</b> 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

規 則	ページ
◎高知県職員被服貸与規則の一部を改正する規則	1
◎高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則	2
◎高知県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則	2
◎高知県会計規則の一部を改正する規則	2
訓 令	
◎高知県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令	2
告 示	
◎告示（口頭による開示の求めに基づき提供することができる保有個人情報についての定め及び告示の廃止）の一部改正（法務文書課）	3
◎告示（高知県会計規則第2条による出先機関及び取扱店の指定）の一部改正（会計管理課）	4
◎告示（会計管理者及び出納員の権限に属する事務の一部委任）の一部改正（ " ）	4
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程	5

-----  
規 則  
-----

高知県職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和6年4月1日

高知県知事 濱田 省司

**高知県規則第43号**

**高知県職員被服貸与規則の一部を改正する規則**

高知県職員被服貸与規則（昭和45年高知県規則第41号）の一部を次のように改正する。  
別表1の項を次のように改める。

1	中山間地域対策課鳥獣対策室に勤務する職員又は林業環境政策課、森づくり推進課、木材増産推進課、木材産業振興課若しくは治山林道課に勤務する技術職員（32の項の職員を除く。）	作業服	1	2
		防寒着	1	3
		安全靴	1	4

別表中24の項を削り、25の項を24の項とし、26の項を25の項とし、27の項を26の項とし、28の項を27の項とし、29の項を28の項とし、30の項を29の項とし、31の項を30の項とし、32の項を31の項とし、33の項を32の項とし、34の項を33の項とし、35の項を34の項とし、36の項を35の項とし、37の項を36の項とし、38の項を37の項とし、39の項を38の項とし、40の項を39の項とし、41の項を40の項とし、同表42の項中「公園下水道課」を「公園上下水道課」に改め、同項を同表41の項とし、同表中43の項を42の項とし、44の項を43の項とし、45の項を44の項とする。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第44号

高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則

高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則（平成19年高知県規則第46号）の一部を次のように改正する。

別表中「高知県立農業大学校 高知県西部家畜保健衛生所高南支所 高知県西部家畜保健衛生所構原支所」を「高知県立農業大学校」に、「高知県西部家畜保健衛生所 高知県立森林技術センター」を「高知県西部家畜保健衛生所幡多支所 高知県立森林技術センター」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第45号

高知県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

高知県特定非営利活動促進法施行細則（平成10年高知県規則第114号）の一部を次のように改正する。

第3条中「高知県文化生活スポーツ部県民生活課内」を「高知県文化生活部県民生活課内」に改める。

第27条第1項第1号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

第28条中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第46号

高知県会計規則の一部を改正する規則

高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第3号中「管財課、危機管理・防災課、計画推進課、中山間地域対策課、交通運輸政策課」を「交通運輸政策課、管財課、危機管理・防災課、産業政策課」に改め、同項第4号中「職員厚生課」を「政策企画課、職員厚生課」に改め、同項第5号中「政策企画課、」を削り、「スポーツ課、産業デジタル化推進課、経営支援課」を「産業デジタル化推進課、経営支援課、スポーツ課」に改め、「保健体育課」を削る。

第7条第1項第5号中「法務文書課、職員厚生課、財政課」を「財政課、法務文書課、職員厚生課」に改め、「保健体育課」を削る。

別表第1の表中

農業技術センター果樹試験場	次長
---------------	----

を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

高知県訓令第12号

本 庁  
労働委員会事務局  
収用委員会事務局  
各 出 先 機 関

高知県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年4月1日

高知県知事 濱田 省司

高知県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

高知県職員安全衛生管理規程（昭和61年8月高知県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号、第3号及び第5号中「文化生活スポーツ部私学・大学支援課及びスポーツ課」を「文化生活部私学・大学支援課、観光振興スポーツ部スポーツ課及びスポーツツーリズム課」に改める。

第12条第1項中「以下この条において」を「以下」に改め、同条第3項を削り、同条第4項を同条第3項とし、同条の次に次の3条を加える。

（化学物質管理者）

第12条の2 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。）第12条の5第1項に規定するリスクアセスメント対象物（次項において「リスクアセスメント対象物」という。）を製造し、又は取り扱う本庁の課、西庁の課及び出先機関に同項の化学物質管理者を置く。

2 リスクアセスメント対象物の譲渡又は提供を行う本庁の課、西庁の課及び出先機関（前項のリスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う本庁の課、西庁の課及び出先機関を除く。）に省令第12条の5第2項の化学物質管理者を置く。

3 前2項の化学物質管理者（以下「化学物質管理者」という。）は、所属長が選任する。

4 化学物質管理者は、省令第12条の5第1項及び第2項に規定する技術的事項を管理する。

（保護具着用管理責任者）

第12条の3 省令第12条の5第1項に規定するリスクアセスメントの結果に基づく措置として、職員に保護具を使用させる本庁の課、西庁の課及び出先機関に省令第12条の6第1項の保護具着用管理責任者（以下「保護具着用管理責任者」という。）を置く。

2 保護具着用管理責任者は、所属長が選任する。

3 保護具着用管理責任者は、省令第12条の6第1項各号に掲げる事項を管理する。

（作業主任者等の選任の報告）

第12条の4 所属長は、第12条第2項、第12条の2第3項又は前条第2項の規定により作業主任者、化学物質管理者又は保護具着用管理責任者を選任したときは、速やかに別記第2号様式による作業主任者等選任報告書により職員安全衛生管理者に報告しなければならない。

別表第5中央東の項中「中央家畜保健衛生所香長支所及び」を削り、同表須崎の項中「（西部家畜保健衛生所高南支所及び西部家畜保健衛生所構原支所を含む。）」を削り、同表幡多の項中「出先機関」を「出先機関（西部家畜保健衛生所幡多支所を含む。）」に改める。

別記第2号様式を次のように改める。

**第2号様式**（第12条の4関係）

作業主任者等選任報告書

年 月 日

職員安全衛生管理者 様

所属長

次のとおり報告します。

1 作業主任者

作業の名称		
所属	名称	
	所在地	
	作業従事職員数	人
作業主任者	職・氏名	
	生年月日	年 月 日（ 歳）
免許又は講習の別	区分	免許（ 級） ・ 講習
	免許証又は修了証の番号	第 号
	免許証又は修了証の交付者	
選任年月日	年 月 日	
作業設備の概要等		
参考事項		

- 注 1 この報告書は、作業の種類ごとに提出すること。  
 2 「作業設備の概要等」欄は、作業設備の規模及び作業量を記入すること。  
 3 免許証又は修了証の写しを添付すること。

2 化学物質管理者及び保護具着用管理責任者

リスクアセスメント対象物		
化学物質管理者	職・氏名	
	選任年月日	年 月 日
保護具着用管理責任者	職・氏名	
	選任年月日	年 月 日
参考事項		

**附 則**

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

告 示

**高知県告示第259号**

令和5年4月高知県告示第194号（口頭による開示の求めに基づき提供することができる保有個人情報についての定め及び告示の廃止）の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

高知県知事 濱田 省司

表中

行政書士試験	総合得点及び科目別得点	合格発表の日の翌日から1月間	高知県総務部法務文書課
--------	-------------	----------------	-------------

を

狩猟免許試験	知識試験及び技能試験の得点	合格発表の日の翌日から1月間	高知県総合企画部中山間地域対策課
		合格発表の日（提供が可能となる時刻以降に限る。）	狩猟免許試験の試験会場
行政書士試験	総合得点及び科目別得点	合格発表の日の翌日から1月間	高知県総務部法務文書課

に、「高知県文化生活スポーツ部文化国際課」を「高知県文化生活部文化国際課」に改め、

狩猟免許試験	知識試験及び技能試験の得点	合格発表の日の翌日から1月間	高知県中山間振興・交通部鳥獣対策課
		合格発表の日（提供が可能となる時刻以降に限る。）	狩猟免許試験の試験会場

を削る。

高知県告示第260号

平成4年4月高知県告示第208号（高知県会計規則第2条による出先機関及び取扱店の指定）の一部を次のように改正する。  
令和6年4月1日

高知県知事 濱田 省司

別表の1 出先機関及び当該出先機関の取扱店の表中

高知県立農業担い手育成センター	高岡郡四万十町	〃
-----------------	---------	---

窪川支店

を

高知県立農業担い手育成センター	高岡郡四万十町	〃
高知県西部家畜保健衛生所	〃	〃

窪川支店

に改め、

〃

高知県西部家畜保健衛生所	〃	〃
--------------	---	---

〃

を削る。

高知県告示第261号

平成19年4月高知県告示第262号（会計管理者及び出納員の権限に属する事務の一部委任）の一部を次のように改正する。  
令和6年4月1日

高知県知事 濱田 省司

別表第1中

「こうちふるさと寄附金」（クラウドファンディング型であるものを含む。）の収納に関する事務	政策企画課の出納員
広報広聴課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	広報広聴課の出納員

を

「総合企画部（交通運輸政策課を除く。）において行う工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約の入札に伴う入札保証金の入札当日における収納及び「こうちふるさと寄附金」（クラウドファンディング型であるものを含む。）の収納に関する事務	政策企画課の出納員
広報広聴課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	広報広聴課の出納員
交通運輸政策課において行う工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約の入札に伴う入札保証金の入札当日における収納及び還付に関する事務	交通運輸政策課の出納員
総務部（職員厚生課及び管財課を除く。）において行う工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約の入札に伴う入札保証金の入札当日における収納及び還付に関する事務並びに財政課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	財政課の出納員

に改め、

「総務部（職員厚生課及び管財課を除く。）において行う工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約の入札に伴う入札保証金の入札当日における収納及び還付に関する事務並びに財政課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	財政課の出納員
---	---------

を削り、「文化生活スポーツ部」を「文化生活部」に改め、

「スポーツ課の所掌に係るクラウドファンディング型である「こうちふるさと寄附金」の収納に関する事務	スポーツ課の出納員
--	-----------

を削り、「計画推進課」を「産業政策課」に改め、

「中山間振興・交通部（交通運輸政策課を除く。）において行う工事又は製造	中山間地域対策課の出納員
-------------------------------------	--------------

の請負、物件の売買その他の契約の入札に伴う入札保証金の入札当日における収納及び還付に関する事務	
交通運輸政策課において行う工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約の入札に伴う入札保証金の入札当日における収納及び還付に関する事務	交通運輸政策課の出納員

を削り、

「観光振興部において行う工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約の入札に伴う入札保証金の入札当日における収納及び還付に関する事務	観光政策課の出納員
---	-----------

を

「観光振興スポーツ部において行う工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約の入札に伴う入札保証金の入札当日における収納及び還付に関する事務	観光政策課の出納員
スポーツ課の所掌に係るクラウドファンディング型である「こうちふるさと寄附金」の収納に関する事務	スポーツ課の出納員

に改め、

「教育委員会事務局保健体育課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	教育委員会事務局保健体育課の出納員
----------------------------------	-------------------

を削る。

別表第2中

「広報広聴課の出納員	広報広聴課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	広報広聴課の現金取扱員
------------	-------------------------	-------------

を

「広報広聴課の出納員	広報広聴課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	広報広聴課の現金取扱員
------------	-------------------------	-------------

財政課の出納員	財政課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	財政課の現金取扱員
---------	-----------------------	-----------

に改め、

財政課の出納員	財政課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	財政課の現金取扱員
---------	-----------------------	-----------

及び

スポーツ課の出納員	スポーツ課の所掌に係るクラウドファンディング型である「こうちふるさと寄附金」の収納に関する事務	スポーツ課の現金取扱員
-----------	---	-------------

を削り、

雇用労働政策課の出納員	雇用労働政策課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	雇用労働政策課の現金取扱員
		税務課の徴収職員等

を

雇用労働政策課の出納員	雇用労働政策課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	雇用労働政策課の現金取扱員
		税務課の徴収職員等
スポーツ課の出納員	スポーツ課の所掌に係るクラウドファンディング型である「こうちふるさと寄附金」の収納に関する事務	スポーツ課の現金取扱員

に改め、

教育委員会事務局保健体育課の出納員	教育委員会事務局保健体育課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	教育委員会事務局保健体育課の現金取扱員
-------------------	---------------------------------	---------------------

納員	金取扱員
----	------

を削る。

公営企業局管理規程

高知県公営企業局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
令和6年4月1日  
高知県公営企業局長 澤田 昌宏

高知県公営企業局管理規程第7号  
高知県公営企業局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局職員安全衛生管理規程（平成4年高知県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。  
第12条第1項中「以下この条において」を「以下」に改め、同条第3項を削り、同条第4項を同条第3項とし、同条の次に次の3条を加える。

- (化学物質管理者)
- 第12条の2** 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。）第12条の5第1項に規定するリスクアセスメント対象物（次項において「リスクアセスメント対象物」という。）を製造し、又は取り扱う事業所及び病院に同項の化学物質管理者を置く。
- 2 リスクアセスメント対象物の譲渡又は提供を行う事業所及び病院（前項のリスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業所及び病院を除く。）に省令第12条の5第2項の化学物質管理者を置く。
- 3 前2項の化学物質管理者（以下「化学物質管理者」という。）は、所属長が選任する。
- 4 化学物質管理者は、省令第12条の5第1項及び第2項に規定する技術的事項を管理する。  
(保護具着用管理責任者)
- 第12条の3** 省令第12条の5第1項に規定するリスクアセスメントの結果に基づく措置として、職員に保護具を使用させる事業所及び病院に省令第12条の6第1項の保護具着用管理責任者（以下「保護具着用管理責任者」という。）を置く。
- 2 保護具着用管理責任者は、所属長が選任する。
- 3 保護具着用管理責任者は、省令第12条の6第1項各号に掲げる事項を管理する。  
(作業主任者等の選任の報告)
- 第12条の4** 所属長は、第12条第2項、第12条の2第3項又は前条第2項の規定により作業主任者、化学物質管理者又は保護具着用管理責任者を選任したときは、速やかに別記第1号様式による作業主任者等選任報告書により総括安全衛生管理者に報告

しなければならない。  
第15条第4項中「及び」を「又は」に改める。  
別記第1号様式を次のように改める。

**別記**

**第1号様式**（第12条の4関係）

作業主任者等選任報告書

年 月 日

総括安全衛生管理者 様

所属長

次のとおり報告します。

1 作業主任者

作業の名称		
所属	名称	
	所在地	
	作業従事職員数	人
作業主任者	職・氏名	
	生年月日	年 月 日（ 歳）
免許又は講習の別	区分	免許（ 級） ・ 講習
	免許証又は修了証の番号	第 号
	免許証又は修了証の交付者	
選任年月日	年 月 日	
作業設備の概要等		
参考事項		

- 注 1 この報告書は、作業の種類ごとに提出すること。  
 2 「作業設備の概要等」欄は、作業設備の規模及び作業量を記入すること。  
 3 免許証又は修了証の写しを添付すること。

2 化学物質管理者及び保護具着用管理責任者

リスクアセスメント対象物		
化学物質管理者	職・氏名	
	選任年月日	年 月 日
保護具着用管理責任者	職・氏名	
	選任年月日	年 月 日
参考事項		

別記第2号様式及び別記第3号様式中

「総括衛生管理者 様」

を

「総括安全衛生管理者 様」

に改める。

**附 則**

この規程は、令和6年4月1日から施行する。